

別表 1

	ロットの大きさ (N)	検体採取のため の開梱数(n)	検体採取量 (kg)	検体数 ¹
1	1	1	0.3	1
2	50	2	0.5	1
	51 ~ 500	3	0.5	1
	501 ~ 3,200	5	0.5	1
	3,201	8	0.5	1
3	50	3	1 ²	1
	51 ~ 150	5	1 ²	1
	151 ~ 500	8	1 ²	1
	501 ~ 3,200	13	1 ²	1
	3,201 ~ 35,000	20	1 ²	1
	35,001	32	1 ²	1
4	150	3	1 ²	1
	151 ~ 1,200	5	1 ²	1
	1,201	8	1 ²	1
5	150	3	0.5 ³	1
	151 ~ 1,200	5	0.5 ³	1
	1,201	8	0.5 ³	1
6	150	6 (3 × 2)	1 (0.5 × 2) ⁴	2
	151 ~ 1,200	10 (5 × 2)	1 (0.5 × 2) ⁴	2
	1,201	16 (8 × 2)	1 (0.5 × 2) ⁴	2
7	150	6 (3 × 2)	2 (1 × 2) ⁵	2
	151 ~ 1,200	10 (5 × 2)	2 (1 × 2) ⁵	2
	1,201	16 (8 × 2)	2 (1 × 2) ⁵	2
8	150	3	1尾(ピース)を 1検体として、各 カートンより1尾 を採取する。 ⁶	3
	151 ~ 1,200	5		5
	1,201	8		8
9	特定せず	4	4個をそれぞれ4等 分し、各々から1等 分を集めたもの。	1

¹ 複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

² 乾燥えび、乾燥野菜、乾燥果実及び茶(抹茶を除く。)にあつては0.3とする。

³ しじみ等のむき身1個体あたりの重量が10g未満の二枚貝の下痢性貝毒にあつては0.25とする。

⁴ しじみ等のむき身1個体あたりの重量が10g未満の二枚貝の下痢性貝毒にあつては $0.25 \times 2 = 0.5$ とする。

⁵ 乾燥えびにあつては $0.3 \times 2 = 0.6$ とする。

⁶ 活魚車等の輸送形態における検体採取については、1尾を1ロットとする。